令和2年4月

地域林政アドバイザー 制度について



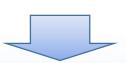


林務担当者がいない

専門的な助言が欲しい



市町村の森林・林業行政に、 専門人材の力を必要としていませんか?



平成29年度から、 「地域林政アドバイザー制度」が創設されました。







地域林政アドバイザー制度は、市町村や都道府県(※)が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、**市町村の森林・林業行政の体制支援を図るもの**です。

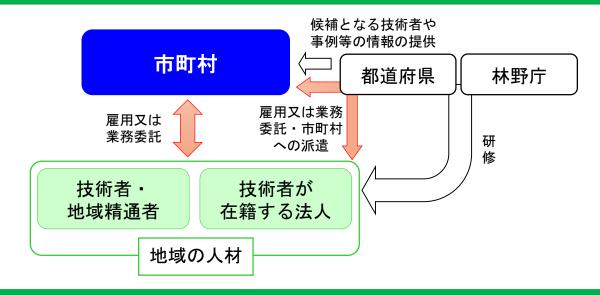
この取組を行う市町村や都道府県に対しては、<u>特別交付税</u>により**雇用や委託の経費が措 置**されることになっています。

※平成30年度から、都道府県が雇用等する場合も制度の対象となりました。

<u>*お問い合わせ先</u>

林野庁 森林利用課 森林集積推進室 TEL:03-6744-2126

制度のスキーム



地域林政アドバイザー対象者の要件

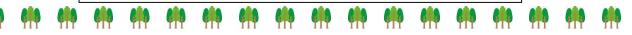
以下のいずれかに該当する技術者の方、又はその技術者が在籍する法人が対象です。

- 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者 (林業改良指導員及び林業専門技術員を含む)
- •技術士(森林部門)
- •林業技士
- 認定森林施業プランナー
- ・地域に精通する方で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者

地域林政アドバイザーの活用例

- 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- ・森林経営計画の認定の指導・助言(現地確認、事業体指導)
- ・森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- ・伐採・造林の指導・助言(現地確認、事業体指導)
- ・民有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
- ・森林GIS、林地台帳システムの整備、メンテナンス (新たな土地所有届出や所有者からの修正申し出を踏まえたデータの更新)への助言
 - ※ 施策の企画立案や林業関係者等への指導・助言といった政策にかかわる 活動を対象としており、単なる巡視などの単純な活動は対象となりません。





活用までの流れ

①予算措置

- ●議会の議決
- ②募集要件等の作成
 - ●地域の森林・林業行政の課題をもとに業務内容を検討
 - ●募集要件(必要な技術・経験、待遇等)の検討

③募集

- ●林野庁・都道府県から提供される技術者リストの活用
- ●市町村HP等を活用した公募
- 4選考•面接
 - ●候補者の要望聞き取り
- ⑤地域林政アドバイザーの決定、 委嘱・委託手続き

⑥活動期間中

- ●技術・能力向上に向けた研修の受講
- ●総務省へ特別交付税の基礎数値報告
- ●林野庁へ制度活用状況の報告 (年度毎に、翌年度4月末までに提出)

- ※ ①~⑤は、一般的に想定される流れを示したものであるため、市町村や都道府県ごとの通常の委嘱・委託手続きに則して行ってください。
- ※ これらの段階では、国への申請等は不要です。 の申請等は不要です。 なお、候補となる技術者の 情報提供を希望する場合 は、活用計画書を林野庁へ 提出してください。



☆ 地域林政アドバイザーを雇用や委託した場合の経費については、 特別交付税措置の対象となります。

※令和元年度は、措置率: 都道府県0.5・市町村0.7、対象経費: 1人あたり500万円が上限































取組事例

個人へ委嘱 -岩手県紫波町-

町職員だけでは継続的な取組を効率的に行えないため、 専門的な立場から指導や助言を得る必要があると感じ、元 県職員の阿部さんに地域林政アドバイザーとしての業務を 委嘱しました。元県職員としての専門的な知識や技術を活 かし、森林経営管理制度に関する業務のほか、森林経営計 画や町有林等の業務を担っていただいています。また、国 や県の施策にも精通しているため、外部との連携がスムー ズに行えるようになりました。

紫波町の地域林政アドバイザー

阿部 一成さん

- 林業専門技術員
- 元県職員





個人へ委嘱 -長野県上田市-

森林環境譲与税の円滑な導入を図るためには地域林政アドバイザー制度の活用が不可欠と考え、元県職員の田中さんに地域林政アドバイザーとしての業務を委嘱しました。 元県職員としての専門的な立場から林務行政全般に渡って助言をいただいており、日々の業務において田中さんに御指導いただけるようになったことで、これまでより一歩踏み込んだ仕事ができるようになりました。

上田市の地域林政アドバイザー

田中 信広さん

- · 林業専門技術員
- 元県職員





個人へ委嘱 -熊本県御船町-

林務専門職員が不在の中、森林経営管理制度の取り組みを進めるにあたり、平成31年4月の制度開始に合わせて、 元森林組合職員の髙添さんに地域林政アドバイザーとして の業務を委嘱しました。元森林組合職員としての経験や知 識を活かして意向調査を進め、森林の地籍調査進捗率0% の中、地元精通者の御協力のもと計画的に境界明確化を実 施しています。髙添さんは、森林経営管理制度だけでなく、 町の森林・林業業務全般の推進を担っています。

御船町の地域林政アドバイザー

髙添 孝司さん

- ・熊本県地域林政アドバイザー研修 受講 (活用推進要綱に基づく研修)
- 元森林組合職員





法人へ委託 -**宮崎県串間市**-

林務専門職員が不在の中で林務行政を行うにあたり、専門的な立場から指導・助言を得る必要性を感じ、平成30年度より地域林政アドバイザー制度を活用して南那珂森林組合に業務を委託しています。民有林の伐採・災害・造林パトロールによる管内業者への指導や、誤伐・盗伐時におけるドローンによる空撮等での支援のほか、市有林の管理業務への助言等を受けており、市の林務行政の円滑な実施に繋がっています。

串間市の地域林政アドバイザー

南那珂森林組合

・技術士

- 林業技士
- ・認定森林施業プランナー



